

学長が定める競争参加者の資格

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長の定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

(1) 契約実績

過去 5 年以内に 400 床以上の病床数を有する病院において、本業務と同等の業務を 12箇月以上継続して行った実績を有すること。

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 2 第 1 項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明すること。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則第 188 条第 1 号及び第 2 号に基づく、医療機器修理責任技術者の資格を有すること。

(4) 対象機器の修理点検に必要なメーカーライセンスを取得していること。